

町内小・中学校保護者の皆様

飯豊町教育委員会
教育長 熊野 昌昭
「公印省略」

飯豊町における新型コロナウイルス感染症に関する対応について (お願いとお知らせ)

日頃、町教育行政に特段のご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

5月に入り、緑が豊かな時期になりました。新学期も1月が経ちましたが、児童・生徒は元気に意欲的に学校生活を送っております。

さて、県内では変異株の感染拡大にともない、保護者から小中学生、高校生への感染が増えている状況が報告されています。学校でも感染防止について指導を行っているところではありますが、再度ご家庭でも下記により、感染対策を講じて頂きますようお願いいたします。

また、飯豊町内で新規の感染者が確認された場合等、学校では保健所の指導を受け下記のように対応することとしております。ご理解とご了承をお願い申し上げます。

記

1 感染拡大を未然に防ぐための対策について (お願い)

- | |
|--------------------------------------|
| ① これまで同様、毎朝の検温、お子さんの健康状態や生活の様子の確認。 |
| ② 家でのうがい手洗い、外出時のマスクの着用の徹底。また、定期的な換気。 |
| ③ 大人数での会食の際は、特に密閉・密集・密接を避ける。 |

2 感染や濃厚接触になった場合の対応について

(1) 飯豊町が「山形県における新型コロナ対応の目安1～3」(現在レベル3)に区分される場合

※①～④の場合について、本人または保護者より、速やかに学校に連絡をお願いいたします。ただし、④イの場合にあって、保健所・医師等から学校関係者本人について特に自宅待機の指示がない場合は、学校への連絡は不要です。

状 況	対 応	
学校関係者 (児童生徒と教職員)	① 感染が判明した場合	<ul style="list-style-type: none">濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校を閉鎖します。保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を行います。学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合には、新たな臨時休業になる場合があります。
	② 感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合	<ul style="list-style-type: none">本人は、感染者と最後に濃厚接触した日から2週間の健康観察期間中、自宅待機とします。必要に応じて校内消毒等の対策を行います。対策の実施等が必要な場合、学校の一時閉鎖を行います。閉鎖解除後は、学校では感染防止対策等を再開するとともに、児童生徒の健康観察の徹底や連絡体制の確認などを行います。
	③ PCR検査の受検対象者と判断された場合	<ul style="list-style-type: none">本人を、自宅待機とするとともに、学校では感染防止対策を徹底します。
	④ 同居している家族等が、感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場	<ul style="list-style-type: none">保健所、医師等から指示があった場合、本人を自宅待機とするとともに、学校では感染防止対策を徹底します。

	合またはPCR検査の受 検対象者と判断された場 合	
⑤	町内に感染者が確認された場合	・町内で感染が確認されたが、「学校関係者及び同居している 家族」ではない場合は、感染防止対策を徹底したうえで、学 校の教育活動を継続します。
⑥	近隣市町で感染が確認された場 合	・感染防止対策を講じたうえで、通常の教育活動を行います。

(2) 飯豊町が「山形県における新型コロナウイルス対応の目安〔注意・警戒レベル〕4～5」に区分される場合
※文科省マニュアルにおける「地域の感染レベル2または3」のレベル

学校運営ガイドラインに準じ、保健所や関係機関と連携の上、学校における感染拡大状況も踏まえて、新たな臨時休業の実施を含めた対策を別途講じるものとします。

町長から地域全体の社会・経済活動自粛を強化する一環として要請があった場合、感染者が発生していない学校を含めた町一斉の臨時休業を教育委員会で検討いたします。

(3) 職場や親戚に新型コロナウイルス感染症感染した方がいる場合、感染の疑いがある方がいる場合など、心配なことがございましたら、学校までお知らせください。

3 新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者に対する誹謗中傷の絶無について

新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者とその家族、治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別に繋がるような行為が問題となっております。このような行為は許されるものではありません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めていただくとともに、冷静な行動をしていただきますよう皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。引き続き、児童・生徒への差別・偏見の防止について指導して参ります。

4 <参考> 文部科学省「学校の新しい生活様式」

https://www.mext.go.jp/content/20210514-mxt_kouhou01-000007426_1.pdf